

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

今般の感染状況を踏まえた感染症対症療法薬の安定供給について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸（以下「感染症対症療法薬」という。）については、現時点において、昨年同時期以上の出荷量を確保することは可能であり、また、感染状況等に応じて、在庫の放出等により更に出荷量を昨年同期の約 1.2 倍まで増加させるよう調整することも可能な状況です。

しかし、感染症の流行状況を見ると、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数は増加傾向にあり、今後想定される感染拡大にも対応できるよう対策を行う必要があります。

さらに、今年度は、マイコプラズマ肺炎及び手足口病の定点当たりの報告数が過去 5 年間の同時期の平均と比較してかなり多い状況であり、これらの感染症全てに対応するためには、昨年以上の感染症対症療法薬の確保が必要な状況です。

そのため、別添の「今般の感染状況を踏まえた感染症対症療法薬の増産について（協力依頼）」（令和 6 年 12 月 17 日医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）において、医薬品の製造販売業者に対して感染症対症療法薬の増産を要請したところですが、増産には一定のリードタイムが必要となるため、今後感染症の急激な流行が見られた場合には、増産された医薬品の出荷が始まるまでの間、感染症対症療法薬の需給が逼迫するおそれがあります。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、感染症対症療法薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

記

1. 医療機関及び薬局におかれては、感染症対症療法薬について、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. その際、卸売販売業者におかれては、今冬における各医療機関等への感染症対症療法薬の販売量については、各医療機関及び薬局における昨年同期の入荷量の約 1.2 倍を上限量の目安としていただき、感染症対症療法薬の適切な配分に努めていただきたいこと。
3. 医療機関におかれては、感染症対症療法薬については、感染症の治療に当たって初期からの長期処方を控えていただくほか、喘息等の感染症以外の呼吸器疾患の治療に対する過剰な長期処方についても可能な限り控えていただく等、医師が必要と判断する患者への最少日数での処方に努めていただきたいこと。また、その際に残薬の有効活用についても併せてご検討いただきたいこと。
4. 薬局におかれては、処方された感染症対症療法薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。
5. 卸売販売業者及び薬局におかれては、感染症対症療法薬について、需給状況を踏まえて適切な在庫を確保する等、必要な措置を講じていただきたいこと。なお、卸売販売業者におかれては営業所単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたいこと。
6. 医療機関及び薬局におかれては、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたいこと。なお、医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能であること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04_00003.html

事 務 連 絡
令和6年12月17日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

今般の感染状況を踏まえた感染症対症療法薬の増産について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症の流行状況を見ると、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数は増加傾向にあり、今後想定される感染拡大にも対応できるよう対策を行う必要があります。

さらに、今年度は、マイコプラズマ肺炎及び手足口病の定点当たりの報告数が過去5年間の同時期の平均と比較してかなり多い状況であり、これらの感染症全てに対応するためには、昨年以上の感染症対症療法薬の確保が必要な状況です。

つきましては、貴会におかれましては、今般の感染状況下においても必要な医薬品が安定的に供給されるよう、新型コロナウイルス感染症等の対症療法薬として使用される感染症対症療法薬（解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸）について、まずは在庫の放出等により出荷量を増加させつつ、併行して、感染状況等を踏まえ、先を見据えた上で適切に増産を行い、さらに、早期の納品を行う等、必要な措置を講じていただきますよう貴会傘下の会員に対して周知をお願いいたします。

なお、令和6年度補正予算において、感染症対症療法薬等について、増産に必要な設備整備費及び人件費に対して緊急的に補助を行う事業を実施することとしておりますので、適宜当該事業も活用いただきますようお願いいたします。